シンガポール国「株式」の無償配布について 泉 留維

経済状況と追加景気対策

シンガポール経済は、世界的な IT 関連産業の低迷を受けてリセッションに突入している。アジアの中でも特に輸出依存度が高いため、その影響は非常に大きい。下記の各種統計データが、それを物語っている。また、911 のテロの影響で海外からの訪問客が減少し、観光部門に打撃を与えている。

98年 99年 00年 00/4Q01/1Q 2Q3Q実質 GDP 0.1 5.9 9.9 11.0 4.8 0.5 5.6 実質民間消費 7.2 2.9 5.3 9.4 8.2 2.8 1.9 鉱工業生産指数 0.3 13.9 15.3 18.9 2.7 8.9 19.1 輸出伸び率(米ドルベース) 12.2 4.4 21.2 18.6 7.3 7.4 20.7 失業率(季調:期末値) 4.4 2.9 2.8 2.8 2.4 2.6 3.8 株価指数(ST-IX) 1,393 2,480 1,927 1,927 1,674 1,727 1,320

表1:シンガポールの景気状況

失業率、株価以外は対前年同期比

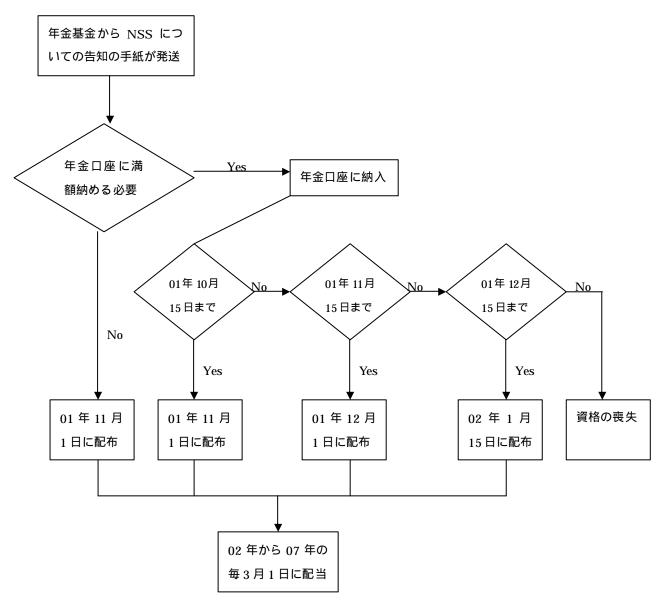
このような景気の落ち込みの中で、リー・シェンロン副首相は 10 月 12 日に、国会で総額 113 億シンガポールドル(7,571 億円、1SS=67 円)に上る追加景気対策を発表した。ちなみに、今年 7 月にも公共事業の前倒しや失業者研修を柱とする総額 22 億シンガポールドル規模の景気対策を実施している。今回の主な内容は、 税金還付(約 30 億 SS)、 地場中小企業支援(約 1.8 億 SS)、 不動産関連対策(約 4.1 億 SS)、 公共事業の前倒し(約 35 億 SS)、 低所得者・失業者に対する支援策(約 8.1 億 SS)、 家計補助(約 7 億 SS)、 「国の株式」の導入(約 27 億 SS) である。

New Singapore Shares について

"New Singapore Shares"は、今回の追加景気対策の目玉商品であり、予算も全体の 20% を当てている。

2001年1月1日から12月31日までに、年金基金(CPF)の個人口座残高が50シンガポールドル以上ある21歳以上のシンガポール国民(永住権取得者を含む)を対象にして、「国の株式(New Singapore Shares:以下NSSと表記)」が無償で配布される。2002年か2007年まで年率3%の配当利回りを保証していて、そしてさらに前年度のGDP成長率に応じて特別配当が実施される。株の譲渡や転売は禁止されているが、額面での現金化はできる(ただし、2002年11月1日までは持株の半分まで)。発行手続きは、次のようなチャートのようになっている。

図1:NSS 発行手続き



基本的には年金口座への満額振り込みがなされないと NSS は発行されない。NSS は、1 株が1シンガポールドルで、個人収入等に応じ1人200株~1,700株を得ることができる。一人当たり平均で見ると1,300株(約9万円)となり、該当者は全額がすでに配布済み(11月1日)である。11月2日の報道では、約199万人が NSS を受け取り、そのうち 6.6% の人、約13万人が現金化したとある。最も現金化した人が多いのは、受け取った株が1,400~1,700株の人で、そのカテゴリーのうち 12.7% の人が現金化した。一方で、200~399株を受け取った人は、0.7% しか現金化していない。

配布株数は、個々人の所得ないし自宅の部屋数に応じて決まる。表2をみてわかるように、低所得者および小規模住宅居住者に手厚く割り当てられることになっている。

表2:NSS の分配表

カテゴリー	月収	NSS の分配数(株)
被雇用者	~ 1,199	1,400
	1,200 ~ 1,999	1,000
	2,000 ~ 2,999	600
	3,000 ~ 3,999	400
	4,000 ~	200
カテゴリー	部屋数	NSS の分配数(株)
その他	公団 1 ~ 3 部屋	1,400
	公団4部屋	1,000
	公団 5 部屋	600
	公団 6 部屋以上	400
	公団以外	200

現役の国家奉仕(兵役など)者:+200株、非現役の国家奉仕者:+100株

62歳以上の退職者: +200株

自営業者は、両カテゴリーで分配数が多い方で判断される。

株式自体の概要は以下の通りで、償還期限があり最低配当率が設定されている点から見れば、通常の国債とほぼ同じであるが、譲渡や転売が禁止されており、経済成長率に応じて配当が上積みされる点から見れば、非公開の「株式」と同じようなものと言える。

発 行 額: 27 億シンガポールドル

額 面: 1株=1シンガポールドル

発 行 日: 2001 年 11 月 1 日 償還期限: 2007 年 3 月 1 日

期限前でも申し出れば額面で償還(現金化)される。

現金化は、200株を最小単位。銀行預金か小切手で受け取れる。

配 当 率: 最低保証3%+前年のGDP成長率(プラスの場合のみ)

なお3%を超える分(特別配当)は株式の形で配当される。 毎年2月15日の時点での個人の持ち分を基本に配当される。

譲渡転売: 不可

税 金: 無し(配当も無税)

2001年12月10日

< 主な参考資料 >

- ・「シンガポールの追加景気対策」日本政策投資銀行 2001年
- ・New Singapore Shares の公式ホームページ http://www.nss.gov.sg